

法曹人口の拡大及び
法曹養成制度の改革
に関する政策評価

【参考資料】

法曹人口の拡大及び法曹養成制度に関する数値目標の達成状況

(単位：人、%)

区分	数値目標	実績等								
		平成 14	15	16	17	18	19	20	21	22
法曹人口	法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成 22 年ころには司法試験の合格者数を年間 3,000 人程度とすることを旨とする。 (司法制度改革推進計画 (H14. 3. 19 閣議決定))	1,183	1,170	1,483	1,464	1,558 (1,009)	2,099 (1,851)	2,209 (2,065)	2,135 (2,043)	2,133 (2,074)
	現行司法試験の合格者数を、平成 14 年に 1,200 人程度に、平成 16 年に 1,500 人程度に増加させることとし、所要の措置を講ずる。(司法制度改革推進計画 (H14. 3. 19 閣議決定))	1,183	1,170	1,483	1,464	549	248	144	92	59
法科大学院	法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度(例えば約 7~8 割)の者が新司法試験に合格できるよう努める。 その際、新司法試験は、資格試験であって競争試験ではないことに留意し、司法修習を経れば、法曹としての活動を始めることができる程度の知識、思考力、分析力、表現力等の資質を備えているかどうかを判定する試験として実施し、既に実施された試験については、このような観点からの検証を行った上でその結果を速やかに公表する。 (規制改革推進のための 3 か年計画 (改定) (H20. 3. 25 閣議決定)) (規制改革推進のための 3 か年計画 (再改定) (H21. 3. 31 閣議決定))				合格率 (合格者/受験者×100)					
					48.3	40.2	33.0	27.6	25.4	
	法科大学院は、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が 3 割以上となるよう努めるものとする。 (平成 15 年文部科学省告示第 53 号 (専門職大学院に関し必要な事項について定める件))			法学部以外の学部の出身者の割合						
				34.5	29.9	28.3	26.1	26.1	25.3	21.1
専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。 (平成 15 年文部科学省告示第 53 号 (専門職大学院に関し必要な事項について定める件))			社会人の割合							
			48.4	37.7	33.3	32.1	29.8	26.8	24.1	
専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。 (平成 15 年文部科学省告示第 53 号 (専門職大学院に関し必要な事項について定める件))			基準専任教員数に対する実務家教員の割合 (実務家教員数/基準専任教員数×100)							
			不明	不明	不明	不明	43.6	不明	43.4	

(注) 1 総務省の調査結果による。

2 「法曹人口」欄上段の () は、新司法試験の合格者数を示す。

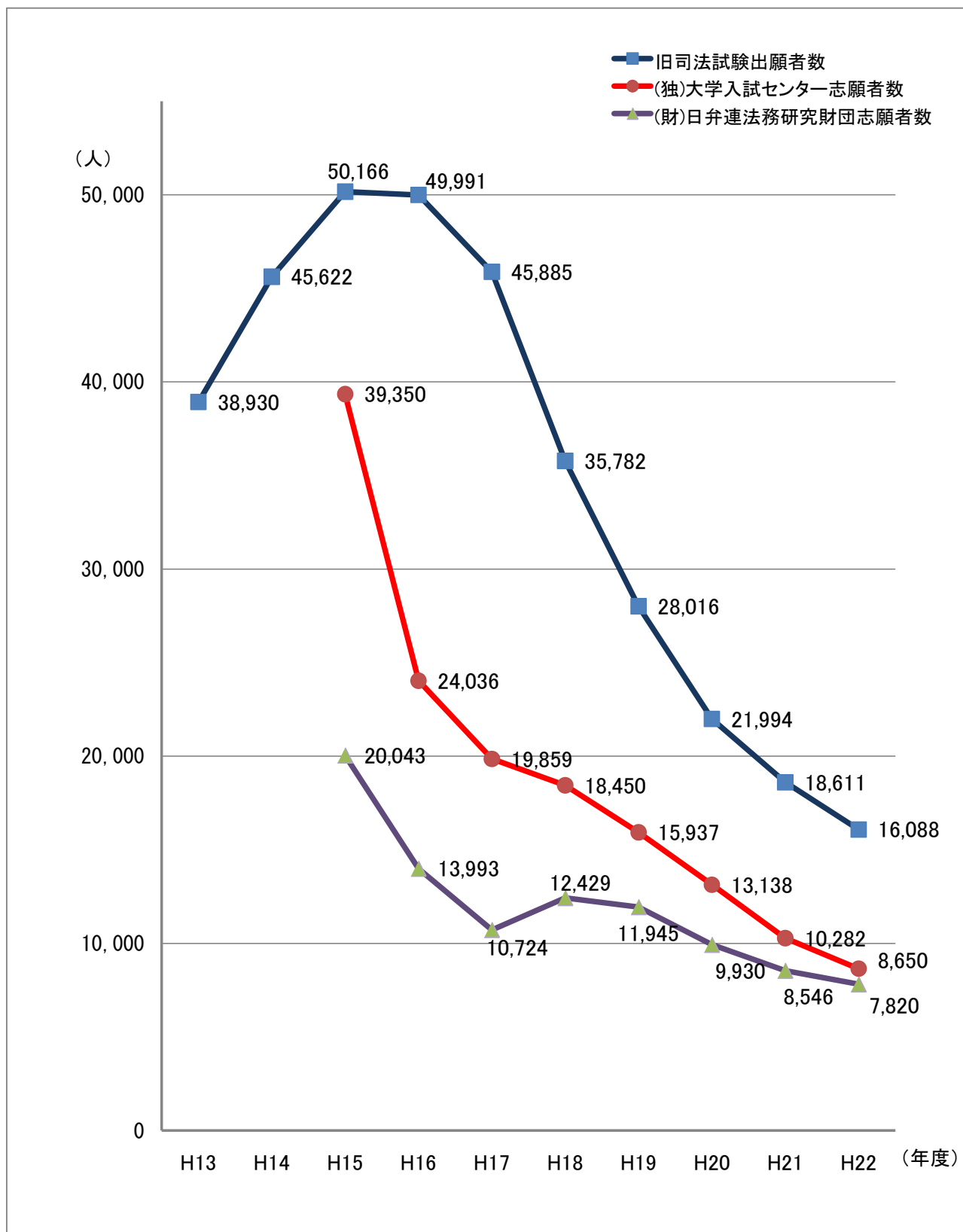
法曹人口の推移

(単位:人、%)

	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	22-16年	増加率
裁判官数	2,385	2,460	2,535	2,610	2,685	2,760	2,805	420 (4.5%)	(17.6%)
検察官数	1,563	1,627	1,648	1,667	1,739	1,779	1,806	243 (2.6%)	(15.5%)
弁護士数	20,240	21,205	22,056	23,154	25,062	26,958	28,828	8,588 (92.8%)	(42.4%)
合計	24,188	25,292	26,239	27,431	29,486	31,497	33,439	9,251 (100.0%)	(38.2%)

- (注) 1 弁護士白書2010年版を基に総務省行政評価局が作成した。
 2 裁判官数は、簡易裁判所判事を除く各年の4月現在のもの。
 3 検察官数は、副検事を除く各年3月末日現在のもの。
 4 弁護士数は、正会員数で各年4月1日現在のもの。

旧司法試験出願者数及び法科大学院適性試験志願者数の推移



- (注)1 法務省及び法曹養成制度に関する検討WT等の資料を基に、総務省行政評価局が作成した。
 2 法科大学院適性試験志願者には、(独)大学入試センターと(財)日弁連法務研究財団の双方に志願する者もいることに留意する必要がある。なお、志願者の実数は不明である。

法科大学院の定員及び入学者数等の推移

(単位:校、人、倍、%)

区 分	平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
法科大学院数	68	74	74	74	74	74	74
入学定員	5,590	5,825	5,825	5,825	5,795	5,765	4,909
募集人員 ①	5,590	5,825	5,815	5,815	5,785	5,755	4,904
入学志願者数 ②	72,800	41,756	40,341	45,207	39,555	29,714	24,014
志願倍率(②/①)	13.0	7.2	6.9	7.8	6.8	5.2	4.9
受験者数 ③	40,810	30,310	29,592	31,080	31,181	25,857	21,319
合格者数 ④	9,171	9,681	10,006	9,877	9,564	9,186	7,765
競争倍率(③/④)	4.45	3.13	2.96	3.15	3.26	2.81	2.75
入学者数 ⑤	5,767	5,544	5,784	5,713	5,397	4,844	4,122
既修者コース入学者数	2,350	2,063	2,179	2,169	2,066	2,021	1,923
未修者コース入学者数	3,417	3,481	3,605	3,544	3,331	2,823	2,199
社会人入学者数 ⑥	2,792	2,091	1,925	1,834	1,609	1,298	993
社会人入学者の割合(⑥/⑤)	48.4	37.7	33.3	32.1	29.8	26.8	24.1

(注) 文部科学省の資料を基に総務省行政評価局が作成した。

法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会報告書(平成22年12月)の概要

○法曹養成制度についての問題

研究会では、法務省及び文部科学省のほか、法科大学院の教官・学生、新司法試験の合格・不合格者などからヒアリングを行うとともに、法科大学院や新司法試験の現状に関するデータ等を基に、現行制度の現状と課題等について議論。その結果、法曹養成制度については、現在、例えば、次のような問題が生じており、これを国民の前に明らかにし、国民的な議論を喚起していく必要があるとの認識で一致。

○ 法曹人口の拡大を目指すとしているが、法曹志願者は大幅に減少。また、司法試験合格者数年間3,000人目標は未達成(平成22年は2,133人)

- ・ 法科大学院適性試験((独)大学入試センター)の志願者数は、制度が発足した平成15年度は39,350人であったが、減少傾向にあり、22年度は8,650人と78%減少
- ・ 法科大学院の入学志願者数は、制度が発足した平成16年度は延べ72,800人であったが、減少傾向にあり、22年度は延べ24,014人と67%減少
- ・ 平成22年の司法試験の合格者数は2,133人(うち新司法試験合格者数は2,074人)

○ 法科大学院修了者の相当程度(例えば約7~8割)が新司法試験に合格するよう努めるとしているが、毎年の合格率は減少傾向で平成22年は25.4%、また、修了者の累積合格率は17年度修了者(法学既修者のみ)が69.8%、18年度修了者が49.1%

- ・ 新司法試験合格率(合格者数÷受験者数)は、平成18年の48.3%から減少傾向にあり、22年は過去最低の25.4%
- ・ 法科大学院修了者の累積の新司法試験合格率(合格者数÷修了者数)は、平成22年時点で、17年度修了者(法学既修者のみ)が69.8%、18年度修了者が49.1%

○ 多様な人材を多数法曹に受け入れる(法科大学院入学者の3割以上)としているが、平成22年(度)の法学部以外の学部出身者の割合は、法科大学院入学者の21.1%、新司法試験合格者の19.0%

- ・ 法科大学院入学者に占める法学部以外の学部出身者の割合は減少傾向にあり、平成22年度は21.1%
- ・ 新司法試験の合格者に占める法学部以外の学部の出身者の割合は、平成19年以降漸減傾向にあり、22年は19.0%

○総務省が行う政策評価の在り方、方法等について

○ 総務省が政策評価を行うに当たっては、政策の所管府省（法務省及び文部科学省）とは異なる第三者的立場から、評価専門機関として、全国調査網等を活用して収集した実証データを基に、政策の総合性を確保するための評価を行うことが重要。

○ その際、制度の「利用者の視点」からの評価が特に必要。例えば、法曹志願者及び法曹利用者の側からみた法曹養成制度の改革の効果についての評価や、新司法試験不合格者対策等の関係府省等の取組が不十分とみられる問題などについての評価が必要。

○ 本研究会では、法科大学院の教官・学生、新司法試験の合格者・不合格者など計12人からヒアリングを行い、各方面から指摘されている新たな法曹養成制度に関する様々な問題点、課題等を再確認したところであるが、これらの意見等は限られたものであり、今後、法曹志願者や法曹利用者からも意見を聴取することが必要。

○ 法務省及び文部科学省のワーキングチームの検討結果で「新たな検討体制(フォーラム)」の構築が提言され、また、司法修習生に対する給費制の1年間延長のための裁判所法の改正に関する衆議院法務委員会の決議で、法曹養成制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずることとされており、これらの検討を促すよう、速やかに調査に着手するとともに、調査の効率的な実施に努め、できるだけ早期にその成果が出されることを強く期待。

評価の目的、評価対象政策、評価の観点、評価の方法

【評価の目的】

新司法試験の合格率が低迷し、政府が掲げた法曹人口の拡大目標が未達成となっているなど、新たな法曹養成制度について様々な問題点が指摘されていることを踏まえ、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策を対象に、その総合的な推進を図る見地から、今後の関係府省における政策の見直しに資することを目的として、本政策評価を実施することが適当。

【評価の対象とする政策】

司法制度改革推進計画、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等に基づき、関係機関が実施している法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策のうち、法務省及び文部科学省の所掌に係る政策とすることが適当。

なお、司法修習については、最高裁判所が所管するところであるが、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図るとされていることを踏まえ、その必要とする範囲で調査することが必要。

【評価の観点】

法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する各種施策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係府省等による法曹養成制度の検討に資することが適当。

【評価の方法】

- ・ 2以上の行政機関の所掌に係る政策の総合性を確保するための評価を行うため、総合評価方式によることが適当。
- ・ 評価の手法については、①法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に係る基本理念及び達成目標が、どの程度実現され、どのような効果を上げているか、②目標が未達成となっている場合、その原因及び改善方策、今後の取組の重点等について、研究会での意見を参考に、更に効果的・効率的なデータの収集・分析等の方法を検討して実施することが必要。

意見募集について

総務省が行う政策評価の参考とするため、総務省ホームページを通じて、本研究会の検討結果（報告書）について、広く国民の皆様のご意見を募集します。詳細は、総務省ホームページをご覧ください。

※ 総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/38572_1.html

法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会について

構成員

(五十音順、敬称略)

氏名	現職
江川 紹子	ジャーナリスト
○郷原 信郎	名城大学教授・コンプライアンス研究センター長 弁護士
コリン P. A. ジョーンズ	同志社大学法科大学院教授
櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
◎谷藤 悦史	早稲田大学政治経済学術院教授
三上 徹	株式会社三井住友銀行法務部長
山田 昌弘	中央大学文学部教授

検討経過

開催日	議 事
第1回 5月31日	意見交換 ○ 座長・座長代理の選任 ○ 研究会の検討事項、検討スケジュール等について
第2回 7月7日	ヒアリング ○ 法務省及び文部科学省の「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」の検討結果等について
第3回 8月10日	意見交換 ○ 「法曹人口の拡大と法曹養成制度の改革」に関するこれまでの検討経緯と関係府省における改善方策の実施状況について
第4回 9月10日	意見交換 ○ 「法曹人口の拡大と法曹養成制度の改革」に関するこれまでの検討経緯等について ヒアリング ○ 大宮法科大学院大学教授・弁護士 久保利英明 ○ 伊藤塾塾長・弁護士 伊藤真
第5回 11月2日	ヒアリング ○ 法科大学院在学生 ○ 新司法試験合格者等
第6回 11月9日	ヒアリング (新たな法曹養成制度を経た弁護士等) ○ 日吉由美子弁護士 ○ 廣澤努弁護士 ○ 小澤裕史金融庁職員 (法科大学院教官) ○ 中央大学法科大学院教授 安念潤司 ○ 日本大学法科大学院教授 松村雅生
第7回 12月1日	意見交換 ○ 総務省が行う政策評価の在り方、方法等について ○ 研究会の検討結果の取りまとめ案について
第8回 12月14日	意見交換 ○ 総務省が行う政策評価の在り方、方法等について ○ 研究会の検討結果の取りまとめ案について

◎：座長、○：座長代理